

補助対象となるリフォーム工事（例）

	対象	リフォームの工事内容	備考
1	○	屋根の葺き替え	
2	○	屋根の断熱・遮熱塗装	*住宅性能向上リフォーム
3	○	外壁の張替え、塗装など	
4	○	サッシの取替え、ガラスの取替え	
5	○	畳の表替え又は取替え	
6	○	襖・障子の張替え	
7	○	手摺の設置	
8	○	台所の改装	器具のみの設置、取替えは対象外
9	○	浴室の改装	*住宅性能向上リフォーム
10	○	段差の解消	
11	○	便所の改装	*住宅性能向上リフォーム
12	○	雨樋等の修理など	
13	○	雨戸の取替、新設	
14	○	網戸の張替、取替、新設	
15	○	戸車・アコーディオンカーテン・ブラインド	固定する事
16	○	配管工事・給水管工事	
17	○	居住建物内車庫部分に係る改装	自家用のみ対象
18	○	折り畳み収納はしごの取替	
19	○	バルコニー・サンルーム	既存改修は対象(増築は対象外)
20	○	外構工事（手摺の設置・門扉の改修・犬走の舗装・塀の塗装・ウッドデッキ）	建築工事の対象額までが対象。 造園（池、植栽）などの修景工事は対象外
21	○	洗面台取替え	
22	○	室内床張替え、クロス張替え	

補助対象となる新しい生活様式に対応したリフォーム工事(例)

	対象	工事内容	備考
1	○	通風式玄関ドアへの改修	
2	○	熱交換型換気の設置	同様の機能を有する空調設備は不可
3	○	ワークスペース確保のための内装改修	家具は対象外
4	○	防音改修	内装及び建具
5	○	タッチレス玄関ドアへの改修	
6	○	玄関脇手洗い器設置	玄関脇又は玄関付近に限る
7	○	タッチレス水栓への改修	機器の取り替え及び新設も可

補助対象外となるリフォーム工事（例）

	対象	リフォームの工事内容	備考
1	×	耐震改修工事	長崎市安全・安心住まいづくり支援事業 をご参照下さい
2	×	新築、増築、改築工事	
3	×	下水道接続工事	敷地内配管工事などは対象
4	×	カーテンの取付け、取替え	
5	×	電化製品の購入、設置など	
6	×	電話、インターネット等の配線工事	
7	×	公共工事の施工に伴う補償工事	
8	×	器具の設置、交換（給湯器・エアコン）	
9	×	太陽光発電設備設置	
10	×	店舗、事務所の改装	
11	×	ハウスクリーニング、シロアリ等の駆除	
12	×	配管の詰り、清掃	
13	×	家具・什器の購入、設置	
14	×	台所・浴室・便所・洗面台の設置	新設、増設は対象外
15	×	給湯器具の新設・撤去	
16	×	カップボード・水屋・下足箱	
17	×	洗面台サイドボックス等	
18	×	ブロック塀・フェンスの改修、新設	
19	×	玄関ドアの鍵取替	マンションにおけるドア取替は不可、ドア塗装 は内側のみ対象
20	△	解体工事	対象工事に伴う撤去などは対象
21	△	照明器具・アンテナの機器取付け工事	照明器具は建築工事の一連であれば対象
22	△	換気扇の取替	建築工事の一連であれば対象
23	△	蛇口・水栓金物、ドアの取っ手(ノブ)	建築工事の一連であれば対象